牧之原市議会基本条例の一部を改正する条例 新旧対照表 改正案 第3章 市民と議会の関係 第3章 市民と議会の関係 (略) (略) 第5条 (略) 第5条 (略) 2 (略) 2 (略) 3 議会は、市民会議を開くなど、市民が議会の活動に参加できるよ 3 **議会は、市民が議会の活動に参加できるよう市民との意見交換の** う努める。 場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提 案の拡大を図るものとする。 4 議会は、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会等(以下「委 4 議会は、本会議、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会等 員会」という。) の運営に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67 (以下「委員会」という。)の運営に当たり、地方自治法(以下「法」 号。以下「法」という。) 第 109 条及び第 110 条の規定による参考人 という。) 第 109 条第 5 項及び第 115 条の 2 の規定による参考人制 制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的意 度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的意見 見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。 5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能 5 **議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審** 力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。 護において必要があると認める場合は、提案者の説明、意見を聴く 機会を設けるものとする。 第4章 議会と行政の関係 第4章 議会と行政の関係 (略) (略) 第7条 (略) 第7条 (略) (1) (略) (1) (略)

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、

のとし、一つの質問に対し原則1回までとする。

議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問すること

ができる。ただし、反問においては、質問の論点整理におけるも

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、 議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問すること ができる。 (3) 議員は、議長を経由して市長等に対し文書により質問を行 うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を 求めるものとする。

第6章 委員会の活動

第11条 (略)

第7章 議員の政治倫理及び身分 (議員の政治倫理)

第 12条 議員は、市民の付託にこたえるため、高い倫理的義務が課せ | 第 12条 議員は、市民の付託に**応える**ため、高い倫理的義務が課せら られていることを自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保 ち識見を養うよう努めなければならない。

2 議員は、**会期中又は閉会中に係わらず**、議長を経由して市長等に 対し文書により質問を行うことができる。この場合において、市長 等に対し文書により回答を求めるものとする。

第6章 委員会の活動

## (委員会の活動)

第11条 (略)

第7章 議員の政治倫理及び身分

(議員の政治倫理)

れていることを自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保ち 識見を養うよう努めなければならない。